

令和2年度事業計画

公益社団法人やまがた被害者支援センターは、事件・事故等の被害者及びその家族又は遺族(以下「被害者等」という。)に対して、精神的支援その他各種支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の早期被害回復及び軽減に資するため、次の事業を行う。

1 被害者等支援事業

(1) 相談事業

ア 電話相談

- 相談電話を開設し、被害者等からの相談を受け、悩みの軽減や解決のための支援を行う。
 - ・電話相談は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時までとする。(祝日、年末年始の休日は除く。)
 - ・「庄内出張所」(酒田市若浜町所在 旧酒田保健所庁舎1階)は、毎週水曜日に開設(10:00～16:00)し、庄内地方の相談者の利便性を図っている。
- 令和元年11月から、当センターのホームページにメールによる相談の問い合わせ窓口を設け利便性を図っている。

イ 面接相談

警察をはじめ関係機関・団体と連携を密にし、専門的な知識技能の習得及び訓練を積んだ相談員が相談に応じる。また、必要に応じて臨床心理士、弁護士、医師等が面接し、悩みなどの解決や心のケアを行う。

面接は、随時、予約制で行うとともに、相談者のプライバシーに配慮し適切に対応する。

(2) 直接的支援事業

ア 危機介入

相談活動の過程及び「犯罪被害者等早期援助団体」に基づく警察からの情報提供を受け、危機介入など迅速な直接支援を行う。

被害発生直後、被害者等の要望に応じて被害者等の自宅訪問や病院等への付添い、カウンセリング、家事の支援・家族の世話等の生活支援を行う。

イ 付添い

被害者等の要望に応じ、病院、警察署、検察庁、裁判所、弁護士事務所、市町村等関係機関への付添い、報道関係者対応時の付添い等の支援を行う。

ウ 役務の提供、物品の供与・貸与等

被害者等の要望に応じ、家事や身の回りの世話等労務の提供による支援、急を要する場合における物品の供与・貸与を行う。

(3) 犯罪被害者等給付金の申請補助事業、被害者緊急支援金交付事業

- 犯罪被害者等給付金の概要、申請から給付までの手続き・申請書類の記載事項の説明等裁定申請の補助を行う。
- 犯罪被害者の差し迫った経済的困窮を支援するため、全国ネットワークが管理

している緊急支援金制度に加え、本県独自の緊急支援金制度を効果的に運用し支援していく。

2 「やまがた性暴力被害者サポートセンター」(通称「べにサポ やまがた」)の効果的運用

山形県から業務委託を受け、平成28年4月から「べにサポ やまがた」を開設しているが、相談件数が急激に増加しており、その内容も複雑・多様化するとともに継続して支援しなければならない事案が増加している。

このような実態を踏まえて、相談の受理や面接等の支援体制の充実を図るほか、次の事項について重点的に推進する。

(1) 「べにサポ やまがた」の相談等支援体制の充実

- ・ 専門的立場からアドバイス等を行うコーディネーターを配置し、複雑・多様化する相談に的確に対応していく。
- ・ 平成30年4月から山形済生病院内に夜間相談室(16:00～20:00)を開設し、支援相談員2名を配置し、迅速な相談及び支援体制を確保している。

今後とも県警察、県医師会や県産婦人科医会等と一層連携を強化し、きめ細かな支援を推進していく。

(2) 教育関係機関等との連携強化

相談者の年代をみると低年齢化の傾向にあることから、学校等教育関係部門と連携し啓発活動を積極的に推進するなど、相談・支援体制を充実していく。

(3) 支援活動員のスキルアップ

複雑・多様化する相談に的確に対応するため、当センター独自の研修会や全国ネット及びブロック内の各種研修会を受講させるとともに、児童心理関係者や養護保健部門との連携を図りながら支援活動員のスキルアップを図っていく。

3 「犯罪被害者支援県民のつどい2020」の開催

社会全体で犯罪被害者等の支援が推進されることを目的に、広く県民を対象とした広報啓発を行うため、「県民のつどい2020」を開催する。

- ・ 日時 令和2年11月25日(水)
- ・ 場所 山形国際交流プラザ

4 支援活動員の養成・育成

(1) 新規支援活動員の養成

- 県・市町村広報紙、ホームページ等を通じて広く支援活動員候補者を募集し、応募者に対する書面審査・個々面接等を行い候補者を選考する。
- 選定された候補者には、専門的な知識・技能を有する講師を招聘し研修するとともに、年間のカリキュラムに基づき具体的かつ実践的な指導教養を実施する。

(2) 現役支援活動員の指導・教養

複雑・多様化、長期化する相談に対して、被害者に寄り添ったきめ細かな支援を継続していくため、支援活動員個々の一層の質的向上を図っていく必要がある。

ア 全国ネットワーク・ブロック別研修会等への参加

- 全国ネットワークが主催するフォーラムや全国研修会に参加し、精神保健、DV対応、メンタルケア等専門的知識技能の習得を図る。

- 全国ネットワークと北海道・東北各県が共催する年2回の質的向上研修会に参加し、複雑・多様化する事案に的確に対応できる支援活動員を育成していく。

イ 年間計画に基づく全体研修会の実施

支援活動員のレベルアップを図るため、NNVS認定コーディネーター等を講師として招聘するなど、年3回（概ね6月・12月・翌年3月）実践的な全体研修会を実施する。

ウ 嘱託臨床心理士等による実践的な指導

- 事案を想定した小グループによるロールプレイ等を実施するとともに、アドバイザーの指導助言等により実践的かつ具体的な対処能力を身につける。
- 相談及び支援業務に従事する支援活動員の二次被害を防止するため、計画的に臨床心理士等によるスーパービジョンを行う。

（注）「スーパービジョン」とは、臨床心理士等が支援活動員等に対して行うカウンセリング、指導及び助言をいう。

エ 各種研修会等への積極的な参加

被害者支援に関する関係機関・団体等の主催する各種研修会等に積極的に参加し、情報の交換や共有を図り円滑な支援業務を行っていくための連絡を強化する。

5 自助グループへの支援

- 被害者等で組織する自助グループには、被害者支援に関する情報提供や被害者同士が交流するための会場提供等必要な援助を行い、被害者同士が共感し合える環境づくりに配慮していく。
- 当センターでは、自助グループとして組織されている交通事故遺族の会「こまぐさの集い」に対して、今後とも必要な支援を行っていくこととする。

6 広報啓発活動

広く県民に対して、被害者のおかれた現状と支援の必要性について理解を得るとともに、当センターの事業内容の周知を図るため、各種広報媒体を活用し次の事業を行う。

- (1) 広報紙・誌、ポスター、パンフレット等の作成配布
- (2) 被害者支援の必要性を啓発するため、講演会、研修会等の開催
- (3) ラジオ・テレビ、新聞等のメディアを媒体とした広報、啓発の実施
- (4) ホームページによる情報の提供
- (5) 大型店舗等での街頭キャンペーン活動の実施
- (6) 講演等各種広報啓発活動を活用しての会員の募集
- (7) 「命の大切さを学ぶ教室」への講師派遣等連携の推進
- (8) 関係機関・団体の会合等を活用した広報啓発活動
- (9) 犯罪被害者週間（全国一斉11月25日～12月1日）の周知徹底による広報啓発の推進

7 関係機関・団体等との連携

「いつでも求める支援が受けられる活動」を展開するためには、関係機関・団体等と緊密に連携を図りながら活動を推進することが重要である。

- (1) 山形県が策定する「山形県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関団体と連携・協働した活動を行う。

特に、県の所管部局（防災くらし安心部消費生活・地域安全課）とは緊密に連携し、各種施策を積極的に推進する。

- (2) 山形県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定された団体として、取り扱う情報の管理を徹底するとともに、警察等司法関係機関と連携を図りながら被害直後から適切な支援を行っていく。
- (3) 被害者等の多様な支援に応えるためには、関係機関、とりわけ自治体との連携が必要である。

特に、市町村との連携は重要であり、積極的な情報交換を行っていくとともに、住民福祉の観点からも支援活動の基盤となる条例の制定を促していく必要がある。

- (4) 被害者等の病院付添い、裁判所への付添いや代理傍聴、検察庁付添いなどの直接的支援活動を効果的に行うため、関係機関等との緊密な連絡調整を行っていくこととする。
- (5) 山形県から業務委託されている「やまがた性暴力被害者サポートセンター」（通称「べにサポ やまがた」）の円滑な運営を図るため、県知事部局・教育関係部局、県警察、県医師会や産婦人科医会等と一層連携を強化していくこととする。

8 全国ネットワーク主催の会議・研修会への出席

- (1) 全国ネットワーク総会・事務局長等会議
 - ・ 定時社員総会 6月16日（火）
 - ・ 新任事務局長等会議 （日時未定）
 - ・ 事務局長等会議 （日時未定）
- (2) 北海道・東北ブロック事務局長等会議
 - ・ （秋田県開催予定） （日時未定）
- (3) 北海道・東北ブロック質的向上研修会
 - ・ 上半期研修会（青森県） 7月 9日（木）・10日（金）
 - ・ 下半期研修会（岩手県） 11月19日（木）・20日（金）

9 会議等の開催

当センターが主催する会議・研修会は次のとおりである。

- (1) 定時総会の開催
 - 定款に基づき、事業報告・収支計算等を審議するため定時の社員総会を開催する。
 - ・ 日 時 令和2年5月29日（金）
 - ・ 場 所 ホテルキャッスル
- (2) 理事会の開催
 - 総会提出案件、業務の計画・実施状況及び収支予算・決算の審議等を行うため、年4回（概ね4月、5月、9月、翌年3月）理事会を開催する。
- (3) 専門部会
 - 必要に応じて専門的な業務を推進するため部会を設置して運営する。

10 組織及び財政基盤の確立

- (1) 会員の拡大
 - 組織運営の基盤となる正会員の加入を積極的に勧めるとともに、当センター事業に賛同する賛助会員の加入促進を図っていく。

(2) 寄付金付自動販売機設置の拡大

財政基盤の安定化のため、自動販売機設置事業所等の理解と協力を得ながら、引き続き寄付金付き自動販売機の設置運用を進めていく。

(3) ホンデリング事業の推進

不用になった中古本(書籍)の寄付を募るホンデリング事業を進めるとともに、当センターのホームページ等を活用しながら一層の周知を図っていく。

(注)「ホンデリング事業」とは、不用になった中古本を売却した利益を被害者支援に活用する事業をいう。